

## 令和6年特別区人事委員会勧告について

### 1 月例給の改定

#### (1) 公民較差

公民比較の結果 (令和6年4月)	民間従業員平均給与	職員平均給与	差
	393,192円	382,163円	11,029円 (2.89%)

#### (2) 改定の内容

民間給与との較差11,029円(2.89%)を解消するため、初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額を引き上げる。

#### (3) 実施時期

令和6年4月1日に遡及して実施する。

ただし、会計年度任用職員のうち、採用された日の属する年度の12月1日までににおいて以下のいずれかに該当する者の給料・報酬額については、12月1日に改定する。

ア 任期が3か月以内の者

イ 週あたりの所定勤務時間が15時間30分未満、かつ、所定勤務日数が2日以下の者

### 2 特別給(期末手当・勤勉手当)の改定

#### (1) 公民較差

公民比較の結果 (令和5年8月～令和6年7月)	民間従業員 年間支給月数	職員 年間支給月数	差
	4.87月	4.65月	0.22月

#### (2) 改定の内容

民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.2月引き上げる。支給月数引上げ分については、一般職員、管理職員ともに、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。(現行4.65月→4.85月)

《再任用職員以外の一般職員》

(単位：月)

		6月	12月	計
令和6年度	期末	1.20	1.30	2.50
	勤勉	1.125	1.225	2.35
	計	2.325	2.525	4.85
令和7年度	期末	1.25	1.25	2.50
	勤勉	1.175	1.175	2.35
	計	2.425	2.425	4.85

《再任用職員以外の管理職員》 (単位：月)

		6月	12月	計
令和6年度	期末	1.025	1.125	2.15
	勤勉	1.30	1.40	2.70
	計	2.325	2.525	4.85
令和7年度	期末	1.075	1.075	2.15
	勤勉	1.35	1.35	2.70
	計	2.425	2.425	4.85

《会計年度任用職員》 (単位：月)

		6月	12月	計
令和6年度	期末	1.20	1.30	2.50
	勤勉	1.125	1.225	2.35
	計	2.325	2.525	4.85
令和7年度	期末	1.25	1.25	2.50
	勤勉	1.175	1.175	2.35
	計	2.425	2.425	4.85

(3) 実施時期

令和6年12月1日から実施する。

### 3 扶養手当の見直し

(1) 改定の内容

国における扶養手当の見直しを踏まえ、民間企業における家族手当の支給状況の変化、職員の扶養手当支給実態等を勘案し、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（以下「配偶者等」という。）に係る手当を廃止し、子に係る手当額を上げる。受給者への影響を可能な限り少なくする観点から、改正は段階的に実施する。

扶養親族	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
配偶者等	6,000円	4,000円	2,000円	廃止
子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円
父母等	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円

(2) 実施時期

令和7年4月1日から実施する。

**4 改正する条例**

東京都台東区職員の給与に関する条例

東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

**5 補正予算額（案）**

58,000千円

第99号議案 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条の規定による改正

改 正 案	現 行
<p>(初任給調整手当) 第9条の3 (略) (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>275,700円</u> (2)及び(3) (略) 2及び3 (略)</p> <p>(期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。 4及び5 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第21条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の122.5</u>(第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては<u>100分の140</u>)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～6 (略)</p> <p>別表第1 (別添のとおり) 別表第2 (別添のとおり) 別表第3 (別添のとおり)</p>	<p>(初任給調整手当) 第9条の3 (略) (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>268,500円</u> (2)及び(3) (略) 2及び3 (略)</p> <p>(期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。 4及び5 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第21条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>(第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては<u>100分の130</u>)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。 4～6 (略)</p> <p>別表第1 (別添のとおり) 別表第2 (別添のとおり) 別表第3 (別添のとおり)</p>

別表第4（別添のとおり） 別表第5（別添のとおり）	別表第4（別添のとおり） 別表第5（別添のとおり）
------------------------------	------------------------------

第2条の規定による改正

改 正 後	改 正 前
<p>（初任給調整手当） 第9条の3（略） （1）医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>315,200円</u> （2）及び（3）（略） 2及び3（略）</p> <p>（扶養手当） 第10条（略） 2（略） （削除）</p> <p><u>（1）～（5）</u>（略） 3（略） <u>（1）前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 10,500円</u> <u>（2）前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円</u> 4（略）</p> <p>第11条（略） （1）（略） （2）扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。） 2～4（略）</p>	<p>（初任給調整手当） 第9条の3（略） （1）医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>275,700円</u> （2）及び（3）（略） 2及び3（略）</p> <p>（扶養手当） 第10条（略） 2（略） <u>（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u> <u>（2）～（6）</u>（略） 3（略） <u>（1）前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円</u> <u>（2）前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円</u> 4（略）</p> <p>第11条（略） （1）（略） （2）扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。） 2～4（略）</p>

<p>(住居手当) 第11条の3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>又は<u>パートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)</u>の相手方(以下「<u>パートナーシップ関係の相手方</u>」という。)(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)が現に居住する住宅(公舎等で区規則で定めるものを除く。)に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(住居手当) 第11条の3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方</u>(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)が現に居住する住宅(公舎等で区規則で定めるものを除く。)に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの</p> <p>2及び3 (略)</p>
<p>(期末手当) 第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4及び5 (略)</p>	<p>(期末手当) 第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。</p> <p>4及び5 (略)</p>
<p>(勤勉手当) 第21条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u>(第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては<u>100分の1</u></p>	<p>(勤勉手当) 第21条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の122.5</u>(第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては<u>100分の1</u></p>

<p><u>35</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の66.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p><u>40</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
--	--

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定(第21条第2項及び同項ただし書並びに同条第3項並びに第21条の4第2項及び第3項の改正規定を除く。)による改正後の東京都台東区職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 第1条の規定(第21条第2項及び同項ただし書並びに同条第3項並びに第21条の4第2項及び第3項の改正規定に限る。)による改正後の東京都台東区職員の給与に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 令和6年4月1日から第1条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、同条の規定による改正前の東京都台東区職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。(施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整)
- 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例措置)

- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の東京都台東区職員の給与に関する条例(以下「第2条による改正後の条例」という。)第10条第3項の規定の適用については、同項第1号中「10,500円」とあるのは、「9,500円」とする。
- 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第10条第3項の規定の適用については、同項第1号中「10,500円」とあるのは、「10,000円」とする。
- 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の東京都台東区職員の給与に関する条例第10条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を扶養手当を支給するものとする。

- 令和7年度 4,000円

(2) 令和8年度 2,000円

(委 任)

10 付則第4項から第6項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第100号議案 東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

第1条の規定による改正

改 正 案	現 行
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>
<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第16条の2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第16条の2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に、<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>
<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第30条の2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第30条の2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に、<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>

第2条の規定による改正

改 正 後	改 正 前
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で</p>

<p>定める額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に、<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第30条の2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に、<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第30条の2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>
--	--

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。